佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年12月19日

> 佐賀県知事職務代理者 佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

佐賀県規則第94号

佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則(平成16年佐賀県規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改止前
	佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則
(:	取旨)

- 佐賀県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項を 定めるものとする。
- という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に 次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならな ll.
 - (1) 略
 - (2) 法人にあっては、法人登記簿の謄本 (指定の基準等)
- 第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。
 - (1) 佐賀県難病相談・支援センター(以下「相談・支援センター」 という。)の施設の平等利用が確保されること。
 - (2) 前条第1号の事業計画書の内容が、相談・支援センターの効 用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるもの であること。
 - (3) 略

改正後

佐賀県難病相談支援センター条例施行規則

(設置)

- 第1条 この規則は、佐賀県難病相談・支援センター条例(平成16年|第1条 この規則は、佐賀県難病相談支援センター条例(平成16年佐 賀県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項を定 めるものとする。
- 第2条 条例第3条第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」」第2条 条例第3条第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」 という。) の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に 次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならな い。
 - (1) 略
 - (2) 法人にあっては、登記事項証明書 (指定の基準等)
 - 第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。
 - (1) 佐賀県難病相談支援センター(以下「センター」という。) の施設の平等利用が確保されること。
 - (2) 前条第1号の事業計画書の内容が、センターの効用を最大限 に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 略

改正前	改正後
(休所日)	(休所日)
第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち相談・支援センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日を限度とする。	という。)のうち <u>センター</u> の休所日は、12月29日から翌年の1月3
2 略	2 略
(開所時間)	(開所時間)
第5条 管理の基準のうち <u>相談・支援センター</u> の開所時間は、1日に つき8時間以上とする。	第5条 管理の基準のうち <u>センター</u> の開所時間は、1日につき8時間 以上とする。
(事業報告書の提出)	(事業報告書の提出)
第6条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に次に掲げる書類 を知事に提出しなければならない。 (1) <u>相談・支援センター</u> の管理の業務に関する事業報告書 (2) 略	第6条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。 (1) センターの管理の業務に関する事業報告書 (2) 略

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。